

2025 年 3 月 7 日

国立大学法人山口大学
総務企画部人事課長 林 浩之 殿

山口大学教職員組合
書記長 森下 徹 

大学教育職員業績評価制度の評価給設定についての再提案

大学教育職員業績評価制度の評価給設定について、2月7日に再度の団体交渉に応じていただきありがとうございます。しかしながら、交渉の結果特段の進展がなかったこと、残念に思います。

このため、私どもとしても去る12月16日の提案について大学としての考え方との調整が可能かどうかを再度検討したところです。

よって、下記のとおり再度の提案を行いますので、担当理事に説明の上、検討いただくようお願いいたします。

なお、本件に関わる「俸給調整給及び調整給に関する取扱要項」を「令和7年1月1日から施行し、令和6年12月1日から適用する」として改正したこと及びその改正による評価給を2月分の給与支給日（2月21日）に支払うこととしていることについて、2月13日（木）に人事課担当者から「報告」を受けましたが、本件は当組合との協議・交渉継続中であり、交渉の結果改正内容と異なる制度改正となった場合には調整が必要となるものであり、拙速な要項改正となっていないかどうか疑問があるものです。

記

1. 大学案で除外されている「C+」については、その設定経過・運用状況を踏まえてB以上と同じく加算配分の対象とすること。
2. 1. を前提として、SS以外の評価区分については加算の違いをできるだけ抑えること。
3. 「SS」については、公正な運用を図ろうとしていることが認められるため、その評価給については、極めて顕著な業績に対するものとして他の評価区分とは相当に異なる基準として差支えない。